奈良県高校生等奨学給付金(国公立)

令和2年度

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、 支給要件を満たす**非課税世帯**を対象に、奨学のための給付金「高校生等奨学給付金」を支給します。

この給付金は貸与型の高校奨学金とは異なり、将来返還する必要はありません。

支給要件

7月から申請受付

7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- ○保護者等が奈良県に住所を有していること ※県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせ下さい
- ○保護者等全員の「府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)」または、 生活保護世帯であること
- ○高校生等が国公立の高校に在学していること(平成26年以降の入学者であること)
- ○高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること
 - ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
 - ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している 高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。
 - ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有していない場合は対象外です。



給付額(年額)

世帯状況		給付額(一人当たりの年額)	
生活保護受給世帯の高校生等	全日制·通信制	32, 300円	
	専攻科	36, 500円	
非課税世帯(第1子)の高校生等	全日制	84, 000円	
	通信制•専攻科	36, 500円	
非課税世帯(第2子)の高校生等 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹 がいる場合	全日制	129, 700円	
	通信制·専攻科	36, 500円	

※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です

提出書類

- ○申請書 (国公立用または、国公立専攻科用の様式に記入してください)
- ○口座振替申出書 (銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(保護者等)の全てが確認できる通帳のコピー等を添付して下さい)
- ○所得が確認できる書類 (生活保護(生業扶助)受給証明書、課税証明書等)
- ○保険証等貼付・扶養申立書(扶養されている15歳以上23未満の兄弟姉妹の保険証等のコピー)
- ○代理受領委任書(在学する高等学校等に奨学給付金の代理受領を希望する場合のみ)

提出先・問い合わせ先

在学する学校の担当者までお問い合わせ下さい。

奈良県教育委員会事務局 学校支援課授業料奨学金係 電話: 0742-27-9859

◆奨学給付金のホームページ

奈良県 奨学金給付金

検索

高校生等奨学給付金(国公立)

~家計急変世帯対象~ 命和2年度

新型コロナウイルス感染症の影響などで、保護者等の収入が激減するなどの

家計急変があった、非課税世帯に相当する世帯を対象とします。

新型コロナウイルス 緊急対応

支給要件

申請の日現在の状況が次の支給要件に該当していること

- ○保護者等が奈良県に住所を有していること
- 〇高校生等が国公立の学校に在学していること(平成26年以降の入学者であること)
- ○高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること
- ○家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)」である世帯に 相当すると認められる世帯であること

※生活保護受給世帯又は非課税世帯に該当する場合は、チラシ表面の制度で申し込んで下さい。

非課税世帯に相当する世帯の年収見込額

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の年収見込	1, 714, 286円未満	2, 214, 286円未満	2, 714, 286円未満	3, 214, 286円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

給付額

- O6月30日以前に家計の急変が発生した場合
 - →チラシ表面の給付額を支給(世帯状況によって給付額が異なります。)
- **〇7月1日以降**に家計の急変が発生した場合
 - →チラシ表面の給付額に申請のあった翌月以降(申請が初日の場合は、申請のあった月)の月数に 応じた額を支給

提出書類

- ① 申請書(家計急変世帯用の様式に記入して下さい)
- ② 口座振替申出書 (銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(保護者等)の全てが確認できる通帳のコピー等を添付して下さい)
- ③ 家計急変の発生事由を証明する書類 (例:離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届など)
- ④ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 (例:最新の課税証明書のコピー(扶養親族の記載が 省略されていないもの)、会社作成の給与見込、直近の給与明細など)
- ⑤ 保険証等貼付・扶養申立書 (扶養親族分の健康保険証のコピー)
- ⑥ 代理受領委任書(在学する高等学校等に奨学給付金の代理受領を希望する場合のみ)

申請期日

○家計急変後、申請期日までに在学する学校へ提出して下さい。

6 月 30 日以前に家計の急変が発生した場合 **令和2年7月31日(金)ま**で

7月1日以降に家計の急変が発生した場合

令和2年7月1日(水)~令和3年2月16日(火)まで

申請方法

- 〇上記の支給要件のすべてに該当する場合は、下記ホームページより申請書等をダウンロードするか、 在学する学校から申請書等を受け取り、記入の上、書類を<u>在学する学校に</u>提出して下さい。
- ○対象生徒が 2 人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

提出先・問い合わせ先

在学する学校の担当者までお問い合わせ下さい。

◆奨学給付金のホームページ

奈良県教育委員会事務局 学校支援課授業料奨学金係 電話: 0742-27-9859

奈良県 奨学金給付金

検索